

【第13回日本伝道協議会主題講演】

伝道－21世紀の教団の使命

関川 泰寛

本講演は、21世紀の歩みをすでにはじめている日本基督教団が、教会の伝道にどのような使命と役割を具体的に果たしうるかを神学と実践の観点から明らかにしようとするものです。教団の使命の中には、教区や各個教会の使命もまた含まれることを前提としています。また、講演者自身の伝道者としての経験や、その経験に基づいた判断や認識が、各テーマを論ずるにあたり、背後にはあることは言うまでもありません⁽¹⁾。

1. 復活の主ご自身の命令としての伝道

伝道は、復活の主ご自身の命令として始まります。復活の主の命令がなければ、教会に関わるいかなる行為も、伝道のように見えても、実は自己実現の一形態でしかありません。伝道が、復活の主の命令であると認識することは、伝道そのものが、三位一体の神ご自身のご計画であると信じることに他なりません。そうであるなら、伝道は、本質的に、三位一体の神を礼拝し、三位一体の神に名によって聖礼典を執行している教会のあらゆる営みと関係します。

別な言い方をすれば、三位一体の神のみを神とするという態度、すなわち十戒の第一戒のキリスト教的理解こそ、伝道の出発点であるとも言えます。パンネンベルクは、「第一の戒めは、キリスト教においては普遍的な伝道の形をとっている。それゆえ、他の戒めもこの光の下でとらえなおされる」⁽²⁾とさえ言います。このような態度を持つ神学者の神学には、伝道の動機が絶えず内包されています。例えば、ジョン・ノックスの神学はその良い例です⁽³⁾。

マタイ福音書28章16節以下に記された、復活の主の言葉「わたしは天と地の一切の権能を授かっている。だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にしなさい……」は、伝道の本質を良く表しています。使徒パウロは、同朋ユダヤ人の伝道に先立って、異邦人伝道に赴きました。しかし、ローマの信徒への手紙11章がはっきりと示しているように、パウロの異邦人伝道の背後には、同朋への福音伝道の強い願いが込められています（ローマ11：13～16）。つまり、「すべての民を弟子とする」伝道は、教会の伝道の視野を常に明確に定めます。それは全世界へと向けられます。同時に、マタイ福音書28章19節が、「彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい」と記しているように、すべての民の伝道は、三位一体の神の名による洗礼と教会の教えの伝達に関わっていることも明示されています。

良く知られているように、マタイ福音書のこの箇所は、古代教会の洗礼定式と三位一体の神への信仰告白定式の論拠となったばかりではなく、そこから形成される教理の出発点の一つとなりました。このことは、伝道と教会形成の密接な関係が、古代教会より存在していたことを推論させます。事実、2世紀の使徒教父や弁証家から始まり、4世紀のアタナシオス、バシレイオス⁽⁴⁾、そしてベアダが記す7世紀の教皇ボニファティウスの書簡に至るまで、新しい伝道地での信仰と宣教の内容は、三位一体の神の名によって、諸霊と悪魔の捕虜の束縛からの解放を訴えるものとなっています。ベアダが記録している、教皇ボニファティウスのイギリス王エドゥイン宛書簡から引用してみましょう。

「説教者の言葉と、彼らが説く神の福音の言葉をお受けなさい。非常に度々申しましたように、全能の父である神、その子であるイエス・キリスト、聖霊、並びに分離されない三位の中に信じるように。悪魔の心を駆逐し、毒と瞞着に満ちた敵の扇動をあなたがたから追い払い、水と聖霊によってあなたがたの信じた神へと再生し、永遠の栄光の輝きの中に、神の援け給う博愛によってあなたがたが共に住むことができますように」⁽⁵⁾

伝道 - 21世紀の教団の使命

伝道は、教会からの命令でも、教団からの命令でもなく、復活の主がわたしたちに直接に命じられることです。主イエス・キリストは、わたしたちに罪の赦しを与え、ご自分の生命に結びつけ、その喜びを伝えざるをえない促しをわたしたち信仰者の内に引き起こします。使徒パウロは、ガラテヤの信徒への手紙 1 章16節以下で、「御子をわたしに示して、その福音を異邦人に告げ知らせるようにされたとき、わたしは、すぐ血肉に相談するようなことはせず……」と語っています。さらに、使徒言行録22章21節でも異邦人伝道の出発点を、「すると、主は言われました。『行け。わたしがあなたを遠く異邦人のために遣わすのだ』」と叙述します。復活の主イエス・キリストと父なる神、聖霊が一つであるゆえに、伝道によって立てられた教会もまた一つなのです。キプリアヌスは、紀元250年以降のローマ帝国による国家的、組織的迫害の嵐の中で、教会について次のように書いています。

「主の光に照らされている教会もまた、全世界にその光を輝かせているが、それはあまねく降り注ぐ一つの光であって、その光の一致は分かたれていない。教会は全世界にその枝を豊かに広げ伸ばしている。教会は満々たる流れを注ぎ出している。それにもかかわらず、その源は一つである。教会は豊かな実りを産み続ける一人の母である……」⁽⁶⁾

キプリアヌスが「教会の外には救いはない」というとき、それは教会が、排他的に自己保身をはかるためではなく、救済の確信が、キリストへの信仰にあるゆえなのです。だからこそ、教会の一致と伝道が、教会の使命として自覚されました。古代から古代末期に、教会が「全世界にその枝を豊かに広げ伸ばした」歴史的な事実は、世界の至るところに見出すことができます。例えば、大ブリテン島を横断すれば、北からのコロンバ、エイダンの足跡を、アイオナから北海に面するノーサンブリアのホーリー・アイランドに、さらにはカンタベリーの大伽藍を見上げる場所に今も残る、アウグスティヌスの修道院跡に伝道のエネルギーの集約を確認できるのです。

時代は、変化していますが、教団に属する諸教会もまた、一つなる主の教会、母なる教会の恵みに与りながら、主の伝道命令をどれほど真剣に聞くかを今問われています。その真剣さを保ちながら、伝道の神学的根拠を共有するとともに、実践する伝道主体を確立することが、大きな課題となるでしょう。

真の伝道の主体がキリストご自身であるということは、わたしたちの主体性を減じるものではありません。いや、むしろ、キリストが、父、子、聖霊なる三位一体の神の交わりの中から、わたしたちに伝道を命じておられるゆえに、その交わりの中に招き入れられている教会が、歴史という経緯の場で、積極的な伝道主体の確立をめざすことが今求められています。この点では、教団の諸教会の伝道の課題は、過去の教会が与えられた課題と何ら相違するところはありません。

大きな課題は、三位一体の神の主体性と可視的教会の主体性の関係の問題です。可視的教会の伝道主体は、それ自体では成立することも、主体としての固有の意義も持ちません。三位一体の神という伝道主体によって根拠づけられ、保持されるところに、可視的教会の伝道主体の固有性が存在します。

2. 日本基督教団における伝道主体の確立

伝道は、主の直接命令であるゆえに、主のみもとから来る聖霊の導きと助けによって進展します。「霊の結ぶ実が愛であり、喜び、平和、寛容、親切、善意、誠実、柔和、節制」（ガラテヤ5・22）であるなら、伝道もまた、これらの果実を刈り取ることがゆるされています。伝道が、聖霊のわざであるなら、伝道の成果は、わたしたちを媒介とするも、わたしたちの功績ではありません。しかし、だからこそ、伝道には、私自身や教会自身の達成感とはまったく異なる、喜びや平和があります。

このような喜びや平和のない伝道は、聖霊の信仰とは無縁のものだと言えます。たとえ、苦難や艱難に直面する伝道であっても、主のご命令の遂行には、喜びと平和が伴います。復活の主のご命令に基づく、喜びの伝道の実践が、伝道の主体を形作るのです。なぜなら、復活の主は、伝道を命じられるとともに、

伝道 - 21世紀の教団の使命

伝道によって生み出された小さな群れ中にもともにいてくださるからです。二人、または三人が主の名によって集まるところに、復活の主はいて下さいます（マタイ18：20）。伝道の主体は、復活の主の現臨を強く意識し、信じるところに成立します。

日本基督教団にあっては、伝道主体はいくつかのレベルで考えることができるでしょう。第一に、伝道する教師をたてる教団自身が主体となります。教団は、教師検定を通して、三位一体の神への信仰告白を規範とすることを誓約する教師をたてます。この場合、日本基督教団信仰告白を誓約することが必要になりますが、同時に教会の法に則しての誓約は、信仰告白が持つ規範性の内容を、信仰告白の歴史的遺産に即して内容的にも問うという作業にまで展開しません⁽⁷⁾。換言すれば、教師検定における信仰告白の規範性の問題は、教団における職制の問題にまで拡大せざるを得ません。このことの認識が共有されないと、伝道主体としての教団は、十分確立しうるとは言えないでしょう。さらにはまた、教師の戒規の執行を、信仰と倫理の規範に基づいて正しく行いうるか、さらにはマタイ福音書18章15～20節以下によって、過ちを犯した教師を悔い改めへと導く制度を教会がどのように共有しているかが、伝道主体となる教会には、常に問われます。

教師の検定における信仰告白への誓約と洗礼式における信仰告白の使用の問題は、必ずしも同一ではありません。例えば、スコットランド教会では、教師の按手に際しては、ウエストミンスター信仰告白への誓約を求められますが、洗礼式では、使徒信条が朗読されてから、授洗がなされます⁽⁸⁾。したがって、日本基督教団信仰告白が、礼拝や洗礼の際に使用されていないからといって、必ずしも、信仰告白の拘束性がないがしろにされているという結論には至りません。反対に、いかに丁寧に教団信仰告白が学ばれ、礼拝において使用されようとも、教師をたてる際に、教団信仰告白が拘束力あるものとして教団において受容されていないなら、信仰告白の規範性は、きわめて不十分な形で、考慮されているにすぎないと言わざるを得ないでしょう。

第二の伝道主体は、教区です。日本基督教団教憲6条によれば、「教区は本

教団所属教会の地域的共同体であって、教区総会をもってその最高の政治機関とする」とあります。換言すれば、日本基督教団では、教区は教会性を持たないということになります。しかし、教区も、各個教会の伝道推進力を側面から強化、支援するという意味で、主体となりえます。ただ、この主体は、各個教会の伝道を指示したり、方向づけたりするものとはなりえないはずです。なぜなら、教会性をもたないと自己限定している共同体が、文字通り、教会という共同体の伝道を十全な意味で理解し、包括することは不可能だからです。この意味で、伝道における教区の主体性は、限定されたものです。

わたし自身の開拓伝道での経験をお話しましょう。仙台市北部泉区で仙台東六番丁教会を親教会として、泉高森伝道所は、1990年4月1日より伝道を始めました。やがて、親教会から独立して、東北教区の伝道所となり、さらに規定の教会員数と予算を満たしたために、教会規則を定めて、第二種教会となる申請をしました。問題は、教区を通して、各個教会の規則を教団に提出する段になって、各個教会の規則と教団規則の整合性の問題が生じました⁽⁹⁾。教区の常置委員会では、問題の所在がまったくわからず、二種教会になろうとしている、つまり伝道を行ってきた、わたしたちの教会の信仰への反発が人間的な仕方、公然と表明されました。この経験は、教会形成に関する神学的一致のないところで行なわれる教区の態度は、かえって各個教会の主体性を減じ、完成へと至らせる道筋を持たないという認識をわたしにもたらしたのです。

第三の主体は、各個教会です。各個教会は、伝道する信徒そのものを生み出します。そして、各地域の伝道に直接関与することが起こります。21世紀の教団の使命は、この各個教会の伝道力を十分に引き出し、支える方途を準備し、具体化することにあります。そのためには、教団の一種の「ビューロクラシー」を最小限に留め、各個教会の自由な伝道活動の余地をなるべく多く残すことが大切であると思います。教師の謝儀保証、教区センターの維持など一見伝道と結びつくように見える諸策が、各個教会の伝道力を経済的に奪うことになっていないのか真剣に吟味することが求められます。さらに、伝道は、教派の神学的遺産固有のエネルギーをなるべく豊かに引き出すことによって可能に

伝道 - 21世紀の教団の使命

なる場合が少なくありません。なぜなら、歴史的に見て、プロテスタント諸教派は、信仰、職制、正典という三つの次元が良く組み合わされて、立体的で可視的な教会の存在を形作ってきました。この教派的伝統の「かたち」から、最大の伝道エネルギーが出るのです。このエネルギーは、信仰告白、正典、職制が有機的な結びつきをもっているときに、もっとも集約的に導き出されます。このエネルギーは、一時的に「聖霊運動」の形で噴出しても、継続されていきません。エネルギーの継続的保持が、日本のような土地の伝道には不可欠なのです。かつて、教団が行なった、伝道圏伝道の如きものは、信仰告白と正典、職制の確立を一切顧慮しない、非神学的運動にしかすぎず、到底伝道のエネルギー形成には成り得なかったのです⁽¹⁰⁾。

反対に、もし教団が、いわゆる会議制の名のもとに行なわれる、妥協の産物としての「教団の神学」、職制形成にとどまるなら、伝道の実践はますます困難になるでしょう。

3. 伝道の実践と教会形成

伝道の力は、礼拝における主の現臨によって与えられます。この主が、わたしたちを伝道に派遣し給います。この主が、父・子・聖霊なる神の本質の経綸の場への啓示そのものであり、御言葉の説教と聖礼典の正しい執行によって証言されます。これに加えて、信仰告白もまた、単なる「教会政治」における一致の旗印ではなくて、三位一体の神を讃美頌栄する言葉です。信仰告白は、古代信条以来の頌栄的特質を保ったまま、拘束性を持ちます。伝道の実践には、信仰告白のこのような理解が不可欠です。礼拝が、三位一体の神への頌栄性で満ちるとき、コリントへの信徒への手紙（I）14章24節以下に記されたことが、現実の出来事になります。

これもわたし自身の経験ですが、開拓伝道に携わって、しばらくすると教団や教派の相違する教会出身の方々が礼拝に来られるようになりました。プリマス・ブレザレン、組合教会、保守バプテスト、ナザレン教団、改革長老教会、福音派、……。すぐにわかったことは、礼拝の姿勢が信徒それぞれで異なるこ

とでした。出来上がった教会ではなく、伝道を開始して間もない伝道所では、三位一体の神への讃美、頌栄という礼拝の姿勢を出席者に体得してもらい、一致した礼拝の姿勢を形成することが急務となりました。そのようなときに、使徒信条やニカイア信条の頌栄的特質を牧師自らが示して、司式と説教、聖礼典の執行にあたることが何より大切であるとの認識を新たにしました。説教も、聖書という文字の訓古註釈学ではなく、聖霊の働きによって、文字を通して、復活の主の現臨を証示することであると確信し、礼拝の祈り、説教等の言葉の選択や所作まで含めて、意識的に整える努力をしました。偉大な小アジアの伝道者大バシレイオスが聖霊についての最も重要な聖句として「“霊”は一切のことを、神の深みさえも究めます。人の内にある霊以外に神のことを知る者はいません。わたしたちは世の霊ではなく、神からの霊を受けました。それでわたしたちは、神から恵みとして与えられたものを知るようになったのです。そして、わたしたちがこれについて語るのも、人の知恵に教えられた言葉によるのではなく、“霊”に教えられた言葉によっています。つまり、霊的なものによって霊的なことを説明するのです」(Iコリント 2:10b~13)を引用しましたが⁽¹¹⁾、まさに霊に教えられた言葉による伝道が、わたしたちの伝道を形成することを知りました。二年、三年たって、さまざまな教会から来た人々の礼拝の姿勢が一致してきたところで、教会の教理教育や長老会の育成等に力を注いで、信仰と職制がただ制度的に合致するのではなく、頌栄性においても一致するように努力しました。もちろん、目に見える教会は、理想の教会ではありません。常に、御言葉によって改革されつつ、教会の形成が行なわれる必要があります。

この場合、日本のような「新しい」伝道地では、伝道の実践と教会形成は、同時平行的に行なわれる必要があります。教会の形成が十分できたから、いざ伝道へというのでは遅いのです。各個教会は、三位一体の主のご命令に押し出されて、寝ても覚めても伝道という位の熱意と信仰が必要でしょう。そのためには、祈祷会の日と主日礼拝の日だけを伝道に用いるのではなく、それ以外の日々も伝道の臨戦体制に入るべきです。そして、日本基督教団1700の諸教会

伝道 - 21世紀の教団の使命

が、新しい伝道所をこの十年の間に一つずつ生み出すことができたなら、伝道は倍増します。

しかし、ここで忘れてならないことは、伝道は、わたしたちの決断や熱意ではないということです。御自身の内に、三位一体の交わりを持っておられる、神ご自身の救いの決意が、わたしたちの教会と教団の伝道を生み出すのです。カルヴァンが、もっとも頻繁に引用した聖書箇所の一つは、コリントの信徒への手紙（I）1章30～31節でした。「神によってあなたがたはキリスト・イエスに結ばれて、このキリストは、わたしたちにとって神の知恵となり、義と聖と贖いとなられたのです。『誇る者は主を誇れ』と書いてあるとおりになるためです」。伝道に進展によって、わたしたちは自分自身の誇りを増すのではなく、わたしたちにとっての真の知恵である主イエス・キリストを誇るのです。そして、わたしたちの伝道は、歴史と世の終わりまで、すなわち神のご支配の完全な実現に至るまで、継続されることになりましょう。

その意味で、伝道はこの地上では完成を見ることのない終末論的営みであります。しかし、伝道の終末論的性格の自覚を深めるならば、同じ救いの物語を共有し、愛と奉仕のわざに生きる教会と教団という共同体形成が重要な課題となることも事実でありましょう。

4. 新しい共同体の形成

いわゆるリベラリズムに対して、ハワーワスなどの共同体論者が、共同体としての教会の形成を主張してきました。リベラリストは、一種の普遍論者であり、共同体の信仰や価値や物語の共有にさしたる意義を認めません。これに対して、共同体論者は、共同体の伝道や慣習、さらには道徳的諸原則よりも美徳に大きな価値を置くことによって、そこから現代社会の直面する倫理的課題を解決しようとしています。

エディンバラ大学の組織神学教授デヴィッド・ファーガソンは、『共同体のキリスト教的基礎』⁽¹²⁾の中で、現代のキリスト教倫理の諸問題と争点を整理しながら、イエス・キリストにおける啓示にキリスト教倫理を位置付けるバルト

的立場を取りつつ、共同体論とリベラリズムをとともに排除することなく、キリスト教倫理を共同体論的に基礎付ける試みを展開しています。ファーガソンのアプローチは、アメリカの自由教会の伝統を受け継ぐとともに古代から宗教改革主流の神学的伝統に連なるわたしたちの教会が、21世紀にどのように教会の形成を行ない、また伝道の神学を構築していくかに大きな示唆を与えてくれます。

わたしは、このような現代のキリスト教神学や倫理学の潮流を意識するなら、教団もまた、教会としての共同性を回復していく必要があると感じています。この共同体性は、教団が先に述べた三つのレベルでの伝道への参与の重要性を再認識するとともに、一種のビューロクラシーに取り込まれない、自由な教会群形成という方向を教団自身が、積極的に内包させていくところに形成されます。伝道の実践と教会形成が同時平行して行なわれる日本という伝道地では、さらにまたキリスト教の歴史的遺産に棹差して、教会の形成にあたるものは、この点の自覚と合意が不可欠であるように思われます。このことは、教師検定にあたって、信仰告白を基準とする真の意味での伝道者養成へとつながります。すなわち、信仰告白の拘束性を、教理の擁護だけでなく、礼拝の整頓や役員会、長老会形成に生かすことのできる伝道者の養成へと導くことに他なりません。さらには、信仰告白の本質から、礼拝が三位一体の神への頌榮的行為へと変えられ、教会を現臨する復活の主を中心とする sacramental な共同体と理解するところへ導かれます。

教会が sacramental な共同体へと変えられていくのは、主の日ごとに捧げられる各個教会の礼拝においてであります。sacramental な共同体の形成、教会の自発的地域共同体化などできるところから、伝道の新しい秩序づくりも行なわれてよいでしょう。さらに、愛と奉仕のわざを、教団の伝道の一貫として位置付けることも求められていると言えます。伝道論のみならず、伝道の実践を通して、新しい可能性の模索が必要なのです。今求められているのは、以上のような神学的な基礎の上に伝道を実践する牧師です。伝道のスピリットに生きる伝道者こそ、教団における伝道の主体形成に大きな貢献をするはずで

伝道－21世紀の教団の使命

そして、このスピリットを共有する長老会、役員会の形成ならびに、このスピリットが、人間の霊でありながら、聖霊によって導かれるものとなることを祈る共同体形成こそ、21世紀の日本基督教団の使命となると確信します。

(せきかわ やすひろ)

〔注〕

- (1) 本稿は、2002年6月10日に開催された第13回伝道協議会の主題講演である。当日の原稿にいくつか修正、加筆してある。
- (2) パンネンベルク『信仰と現実』（佐々木勝彦訳、日本基督教団出版局）
- (3) ノックスの神学には、はじめから伝道の神学が内包されているという指摘は、T.F.Torrance, *Scottish Theology*, T & T Clark, 1996, p.2 を参照。
- (4) アタナシオス『セラピオンへの手紙』（ディデュモス・アタナシオス『聖霊論』（小高毅訳、創文社所収）、バシレイオス『聖霊論』（『聖大バシレイオスの聖霊論』山村敬訳、南窓社所収）参照。
- (5) ベーダ『イギリス教会史』（長友栄三郎訳、創文社）、133頁
- (6) キプリアヌス『カトリック教会の一致について』（『中世思想原典集成 4—初期ラテン教父』吉田聖訳、平凡社）5, 189頁
- (7) この点で、日本基督教団の信仰告白は、規範的なものとして各個教会によって遍く了解されているわけではない。日本基督教団の本質的な教會的な脆弱さは、信仰告白と職制が切り離されて形成されてきたところにある。日本基督教団は、1942年の部制解消後、信条委員を選び、信仰告白作成を継続させた。しかし、信仰告白制定を直ちに実現させることを困難と判断したために、委員会はまず信仰問答書作成を試みている。1943年第二回総会への信条委員会の報告（『日本基督教団史資料第2巻』資料12）は、当時の委員会がまず教育的なる教理問答より入ることを申し合わせ、信仰問答の順序を律法、福音、教会としたことがわかる。そこには、職制と信仰告白の不可分の結びつきを考慮した形跡が無い。この点については、拙稿「二つの信仰告白に学ぶ—1890年の日本基督教会信仰の告白と1954年日本基督教団信仰告白」（全国連合長老会、2003）参照。
- (8) スコットランド教会の法と実践については、Andrew Herron, *The Law Practice of the Kirk, A Practical Guide and Commentary*, Chapter House, 1995 を参照。
- (9) この点でもっとも重要な問題は、1890年信仰の告白と日本基督教団信仰告白を重んじている箇条を規則に入れた場合、教団の教憲教規と何らかの矛盾を含む

かという問題である。結局、泉高森教会は、1890年の信仰の告白を内規において重んじる形をとらざるをえなかった。しかし、旧教派的な伝統に立って、教会の形成と伝道を行なっている教会の伝道力が、歴史的な信仰告白を重んじるところから来ていることを考慮するなら、この信仰告白問題も伝道と切り離すことができない事項であろう。詳しくは、拙著『聖霊と教会』（2002、教文館）巻末の泉高森教会の規則参照。

- (10) 伝道圏伝道については、菊池吉弥・木俣敏『教会と伝道圏』（1962）参照。これを読むと、伝道圏伝道が、いかにおそまつな伝道理論であったかがわかる。さらに、『日本基督教団史資料集第4巻』資料5「伝道圏伝道」参照。
- (11) 『聖大バシレイオスの聖霊論』（山村敬訳、南窓社）、66頁、115頁、119頁、135頁。
- (12) 原題は、『共同体、リベラリズム、キリスト教倫理』Community, Liberalism, Christian Ethics, Cambridge University Press, 1998、関川訳で教文館より出版された。